

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年11月22日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 清水正二君 | 副委員長 | 藤田悟君 |
| | 八代静枝君 | | 坂本一之君 |
| | 山本英俊君 | | 小浦宗光君 |
| | 河野勝彦君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

| | |
|--------|--------|
| 藤原正夫君 | 斉藤芳夫君 |
| 米山昇君 | 山本今朝雄君 |
| 有泉庸一郎君 | 内藤久歳君 |
| 名取國士君 | 保坂芳子君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 建設産業部長 | 米山徳彦君 | 上下水道部長 | 市川孝嗣君 |
| 建設課長 | 奥野経雄君 | 都市計画課長 | 武川訓君 |
| 農林振興課長 | 興石春樹君 | 商工観光課長 | 花輪正純君 |
| 下水道課長 | 飯沼覚君 | 上水道課長 | 花田茂美君 |
| 人事課長 | 生山勝君 | 建設総務係長 | 新海順一君 |
| 建設管理係長 | 飯沼源治君 | 建設土木係長 | 小林信生君 |
| 建設開発指導係長 | 名取晶子君 | まちづくり推進係長 | 坂本一彦君 |
| 農林総務係長 | 小林一三君 | 観光交流係長 | 本田泰司君 |

下水道総務
係長
施設管理係長

山田 洋 君
水川 良一 君

下水道総務
係長

二宮 仁 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 宗和 書記 小澤 明
書記 松井 恵美

内容

- 1 委員派遣について
- 2 現地視察
 - (1) 市道路線認定（予定）について
 - (2) 信玄堤公園駐車場等整備工事について
 - (3) 龍王源水の製造工程について
- 3 甲斐市営住宅条例の一部改正の概要について
- 4 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の概要について
- 5 双葉地区（韮崎都市計画区域）における開発許可面積の変更について
- 6 用途地域の見直し等の概要について
- 7 上堰頭首工固定堰の破損について
- 8 甲斐市公共下水道使用料過誤納金に係る返還金支払い要綱制定の概要について
- 9 「甲斐市商工会との意見交換会」の意見集約について
- 10 その他

開会 午後 1時22分

○委員長（清水正二君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（清水正二君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

それでは、次第の3に入ります。

初めに、（1）委員派遣について、お手元の派遣計画（案）をごらん願います。

ここでお諮りいたします。本日は現地視察を予定しております。視察日程は委員派遣計画（案）により委員を派遣することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、計画のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、（2）の現地視察について順次担当より説明を受けた後、現地へ移動したいと思います。

初めに、①番の市道路線認定（予定）について建設課より説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 皆さん、ご苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

建設課、今回案件が多いわけですが、よろしく審議をお願いしたいと思います。

まず、市道路線の認定でございます。12月定例会のほうに提出をさせていただきますが、きょう現地確認ということでお願いを申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

詳しくは現場でご説明をいたしますけれども、今回はナンバー1、曾利宅造1号線、団子新居でございますが、これから、ナンバー6の甲府とのちょうど行政境になります、万才河原宅造3号線までの6路線を現地確認をお願いするものであります。いずれも宅地分譲に伴います開発区域内の道路の認定でございます。6路線ともに事前に確認をしましたところ、幅員5メートル以上の舗装道路ということで完成しておりますので、現地でご確認をいただければと思います。

また、5番、6番につきましては行政境ということになります。甲府市内の甲府区域の用地にうちの路線がかかっているということで、道路法等の規定によりまして関係相手方の議会の議決ということになりますけれども、既に甲府市をお願いをいたしまして承認をいただいております。それを受けまして路線全体のご確認を今回いただくものでございます。よろしくお願い申し上げます。

詳細は、現地にてお願いを申し上げます。

6路線でございますけれども、場所は4路線で、宅造の中に路線が分かれておりますので、4カ所ということでご確認をいただく予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 申しわけございません。2ページをごらんをいただきたいと思っております。

12月認定道路視察順路ということになっております。今回の先ほど申しました4路線でございますけれども、路線番号570の塔ノ元宅造1号線から万才河原宅造2号線、3号線ということでお願いいたします。

また、議会の折には右側でございます曾利宅造1号、一覧表の1番になりますけれども、それと中沢宅造1号ということで2路線をお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 次に、②番の信玄堤公園駐車場等整備工事について、商工観光課より説明をお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。冒頭委員長からも挨拶の中でありました、先週16日土曜日の竜王の駅前広場で開催いたしましたミニコンサート、イルミネーション点

灯式には、お忙しい中、大勢の方にご来場いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、商工観光課から信玄堤公園駐車場等整備工事についてご説明いたします。

資料の6ページ、A3判の図面になっております。6ページをお願いいたします。

工事の場所は、勤労青少年ホーム前の信玄堤公園駐車場です。請負金額は975万4,500円。請負業者は有限会社竹田土木です。工期は7月5日から9月30日。工事内容につきましては、中土手の舗装工事面積344平米。舗装境界ブロックが100メートル。駐車区画線が465メートル。水路工が10メートル。照明灯の設置が3基。太白桜を3本植栽いたしました。また、三社神社の前の道路上に信玄堤等の施設の案内標識を設置いたしました。

この駐車場の整備工事によりまして、大型バスが2台、普通車は21台駐車可能となりました。

以上、現地視察も含めよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 次に、③番の龍王源水の製造工程について、上水道課より説明をお願いいたします。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） お疲れさまでございます。

上水道課から、本日につきましては龍王源水の製造工程についてご説明を申し上げさせていただきます。

お手元の資料では7ページからが本課の資料となりますが、8ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、製造経過の概要でございます。旧竜王町が、そこにごございますように平成8年度の町制40周年のイベントの記念品として備蓄用飲料水の確保を目的に製造したのが始まりでございます。当初はスチール缶350ミリリットルで、名称は「南アルプス水系 龍王源水」としておりました。平成11年度から19年度にかけてはアルミ缶で製造し、20年度から21年度にかけてはアルミボトル缶の475ミリリットルとなり、22年度には、名称を現在の「甲斐のうまい水 龍王源水」に改名いたしました。23年度からは現在のペットボトル500ミリリットルとして製造しております。

続きまして、製造業者につきましては、西桂町にごございます富士ピュア株式会社でございます。

販売につきましては、水道事務所、敷島・双葉の両支所、いーなとうぶで扱っております。

販売実績につきましては、今年度は9月末で4万1,000本余りとなっております。なお、製造工程など具体的なことにつきましては、後ほど視察していただく竜王配水場のほうで説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

質疑についてですが、次第の①番、市道路線認定についてと、②番、信玄堤公園駐車場の質疑については、現地視察の後、委員会室に戻ってから行います。

次第③番の龍王源水の製造工程については、竜王配水場を視察いただきながら現地にて質疑を行いたいと思います。

それから、視察先ですが、次第にはありませんが、初めにドラゴンパーク管理棟にあります展示室を見てから信玄堤公園駐車場、その後、竜王配水場に向かうわけですが、本日の次第（7）番で上堰頭首工固定堰の破損についてが案件で出されていますので、その場所をご確認いただき、竜王配水場へ向かいます。そして最後に路線認定の予定箇所、竜王地内の2カ所を視察したいと思います。

なお、上堰頭首工と竜王配水場はヘルメットの着用をお願いいたします。

竜王の配水場のほうで今、クラックの補修工事をしておりますので、そのところはヘルメットを必ず着用をお願いしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。現地へ向かいますので、1階ロビーへご移動願います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 3時29分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

現地視察ご苦労さまでした。

それでは、質疑を行います。

初めに、次第①市道路線認定（予定）について、質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で市道路線認定（予定）については終了いたします。

次に、②信玄堤公園駐車場等整備工事について、質疑等ありましたらお願いいたします。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 先ほどちょうど行って、大型バスのところを見せていただいたんですけども、1台ちょうど名古屋ナンバーの乗用車が入り口にとまっているような形なんで、あそこをもうちょっと目立つような、今白なんですけれども、黄色の線で引き直していただければ、目立って、そういう形にならないんじゃないか。せっかく2台分とったけれども、ちょっともう大型バスですから、半分だけでも入っていられると、もう1台分がまるつきりつぶれてしまうような形ですから、もう少しわかるような形で、黄色いラインというか、引き直すような形をとっていただければと思いますけれども、お願いいたします。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご質問の点、少し検討いたしまして、状況を見ながら対応したいと思います。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

名取議員。

○議員（名取國士君） きょう見に行って気がついた点なんだけれども、駐車場の件じゃないんですよ。その向こうにあずまやあるでしょう。あそこにならくたのようなもの、椅子も置いてあったりするんだけど、やっぱりああいうところも観光だから、ちゃんと長椅子なら長椅子とかとやったほうがいいと思うんだけど、要望でいいですよ。見た目が悪くて。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

○議員（名取國士君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で②信玄堤公園駐車場等整備工事については終了いたします。

③の龍王源水の製造工程については現地にて質疑を行いましたので、終了といたします。

ここで商工観光課と上水道課よりその他報告がありますので、説明を受けたいと思います。

初めに、商工観光課よりお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） それでは、商工観光課のほうから2件報告いたします。

まず、12月の補正予算についてであります。今回、市商工会が実施いたします商店街の街路灯の整備事業に対して、市の補助金を補正予算に計上する予定でありますので、ご報告いたします。

次に、もう1点は、定例議会のほうへ提案いたします議案についてであります。

提出議案は、現在指定管理者制度を導入しています双葉農の駅指定管理者であります双葉農の駅企業組合との指定管理者の指定期間が今年度末に満了となりますので、農の駅企業組合を指定管理者とする件について議案を提案する予定であります。

以上、2件報告をいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

いずれも定例会の案件になりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より商工観光課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で商工観光課関係のその他を終了いたします。

次に、上水道課のその他報告について説明を受けたいと思います。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 視察、大変ご苦労さまでございました。

引き続きまして、上水道課からも同じく12月補正で提案させていただく、水道施設運営管理者等業務の民間委託に関する債務負担行為の概要について報告をさせていただきます。

水道施設の運営管理業務につきましては、21年度から民間に委託し、経営の効率化と管理

体制の強化を図ってまいりましたが、今年度をもって現契約の5年間の終了となりますので、今後も民間活力を活用していくことといたしまして、26年度から30年度までの5年間の長期契約に係る債務負担行為について補正をお願いするものでございます。これまでと同様、プロポーザル方式によりまして委託業者を選定してまいりたいと考えております。議会の際にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件になりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より上水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で上水道課関係のその他を終了いたします。

ここで商工観光課と上水道課の職員は退室をいたします。

次に、次第（3）を議題といたします。

甲斐市営住宅の条例の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ご苦労さまです。ありがとうございました。

それでは、市営住宅条例の一部改正ということでご説明させていただきます。

定例会をお願いするものでございまして、概要の説明ということでお願いをいたします。資料14ページをお願いをいたします。

市営住宅条例の一部改正でございますが、これからお願いをいたしますけれども、現在、住宅団地の建設につきましては順調に推移をしております。年明けに現在の2棟が完成をいたしまして、平成26年の4月から入居を予定しておりますので、一般公募等、新たな団地の名称と所在地等の定めをしなければいけないということで、事前に報告をさせていただきたいと思っております。そこにございますとおり、経緯の最後になります。団地の名称でございましてけれども、甲斐市には13団地ございましてけれども、いずれも所在地、自治会名等を名称として扱っておりますので、今建設している団地におきましても、一応南区ということで変更もされている中で、甲斐市営南団地ということで名称を定めたいということで考えております。

次に、所在でございましてけれども、地籍調査その他も終了いたしまして、代表地番という

ことで確認をしたところ、そこにございます西幡1479番地ということで所在を確定をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

それと、もう1点ござひます。地方税法等の改正によりまして、諸税等々収納金等の延滞金の関係が、国の地方税法改正によりまして緩和されております。ご承知のように、諸税等の延滞金は年14.6%、1カ月以内の場合は7.3%ということで、甲斐市のみならず、この数値で徴収をしてきたところでありませうけれども、近年の情勢を反映いたしまして、国のほうでこの緩和措置を、期間はまだ定めておりませうけれども、一応26年の1月1日適用ということで数値を緩和してござひます。それに伴ひまして、甲斐市でも諸税、税務課のほうでも説明があつたとは思ひませうけれども、いずれ14.6%の部分と1カ月の7.3%の部分の緩和、低くするということで条例改正が必要になりますので、お願いをしたいと思ひます。

具体的な話になりますけれども、14.6%の部分のところに、そこにござひます特例割合、特例基準割合といひまして、この部分に、そこにござひます7.3%加算した割合ということで14.6%の通常の延滞金の割合でござひませうけれども、変更になっております。

この特例基準割合というものでござひませうけれども、財務大臣が告示の1年前の銀行の貸付金利の算定を行ひまして、それを毎年発表されます。それに7.3%を加えた割合ということで変更がされておりますので、同様の改正ということで取り扱う予定でござひます。

それと、最初の1カ月分の7.3%、こちらの部分も同様でござひます。同じ特例基準割合に数値を加えて算定するというこゝで、こちらのほうは1カ月以内でござひます。1%を加算した割合ということで改正をされる予定でござひますので、よろしくお願ひいたします。

どうなるかということですが、この国が発表する基準を当てはめませうと、14.6%のいわゆる延滞金は、今年度の数値で換算しますと9.3%になります。あと1カ月以内の7.3%が約3%ということで、債務の返済ということでいろいろな形で緩和措置ということで取り扱っていくことになりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

施行期日でござひませうが、26年1月1日ということで、諸税の基準日が1月1日になっておりますので、住宅使用料にありませうも、26年の1月1日から施行ということで予定をしておりますので、事前に報告をさせていただきます。

以上でござひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市営住宅の条例の一部改正の概要についてを終了いたします。

次に、次第（４）甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） じゃ、引き続きご説明させていただきます。

資料15ページをお開きください。

道路占用料徴収条例の一部改正ということで概要でございます。こちらにつきましても、国の本法の一部改正を受けまして、改正をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、近年ご承知のとおり、新しいエネルギーとして太陽光発電あるいは風力発電等の関連施設が注目を浴びているところでございますけれども、これらの施設、備品類等がいろいろございますけれども、そういう設置に当たって一部道路にかかる場合等を想定する中で、国では道路占用の対象物件ということで、まだ甲斐市においても事例はございませんけれども、一応道路占用対象物件に追加ということで法律改正がされております。平成24年の12月期になりますけれども、既に施行令等の改正見直しも行われている中でございます。ということで、山梨県におきましても改正がされておりますので、いわゆる同じ道路を管理する中で同様な扱いをしなければなりませんので、甲斐市の道路占用徴収条例ということで一部改正をお願いするものであります。

改正の主な内容でございますけれども、別表、そこにございませんけれども、そこにございます太陽光・風力発電設備占用料金ということで占用面積1平方メートルにつき年1,000円ということで、これは県と同様の額を採用させていただいております。そんな形で追加をする中で、他の条項の繰り下げ等もございますけれども、内容につきましては年1,000円で占用を認めるということでご理解いただければと思います。

あとこれに付随しまして、2番の道路占用料の延滞金の変更ということで、こちらにつきましても国の緩和措置に伴いまして、先ほどの住宅使用料と全く同様の内容でございます。

14.6と7.3の部分をそれぞれ緩和するという一方で、一部改正ということをお願いをするものであります。こちらにつきましても26年1月1日から施行ということでは予定をしておりますので、事前をお願いをするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の概要についてを終了いたします。

次に、次第（5）双葉地区（韮崎都市計画区域）における開発許可面積の変更について、担当より説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 引き続きお願いいたします。

建設課最後になりますけれども、双葉地区開発許可面積の変更ということで、これも事前にご報告ということをお願いをしたいと考えております。

これにつきましては資料16ページになりますが、ご一読いただければと思いますけれども、概要についてご説明をさせていただきます。

地域内の開発にかかわる事案ということで、今後、本件につきましてはこのほかの本委員会でご説明させていただきますけれども、審議会あるいは自治会等の総会等を今後利用いたしましてご説明してご理解いただいく予定でございますので、お願い申し上げます。

内容につきましては、概略をご説明いたしますけれども、平成16年の9月に合併ということで開発その他事業等が随時進められてまいりましたけれども、合併時に都市計画区域等の見直しは本市においては行われておりませんでしたので、現在、竜王・敷島地区が甲府都市計画区域、双葉地区が韮崎都市計画区域内ということで、市内を二分する形で諸開発、諸事業が展開されております。

ということで、こんな中で1つ統一ルールになっていないものがございます、竜王・敷

島地区内で宅地開発を行う場合ですけれども、市街化区域内等で1,000平米以上、指導要綱もございすけれども、これに対しまして、一方、双葉地区内では区域区分のない都市計画ということで、区域区分というのは竜王・敷島ですと、市街化区域と市街化調整区域あわせて都市計画区域ということになっておりますが、双葉地区にありましては、その2つの区分がございせんので、区域区分のない都市計画区域ということで、開発の許可対象が3,000平米以上ということで取り扱っております。これによりまして、これは法の示すところで問題はないわけでもございすけれども、地域は接続して隣接をしております。これによりまして敷島、双葉地区の境あたりの開発のことを例にとりますと、道1つ、川1つ挟みまして許可面積が異なりますので、統一的な指導もままならない部分もございしました。また、開発者のほうでは、恐らく不公平感も生じてきたものではないかと推測されるところであります。その上で、開発審査手数料につきましては、竜王・敷島地区、この面積でいきますと、県の手数料条例そのままでもございすけれども、1件13万円、双葉地区へまいりますと申請料は無料でもございす。目と鼻の先の同じような開発をする中での不公平感も否めない状況が続いておりました。そんな中で、許可対象面積を統一していこうということでいろいろ検討してまいりましたけれども、双葉の都市計画区域内、先ほど言いましたけれども、3,000平米以上というのを竜王・敷島と同じく1,000平米以上に統一をした中で指導していくということで検討しております。もちろん同じ指導も可能になりますし、不公平感もなくなるかと思ひます。また、お金の話をしてはなんでございすけれども、一応同じペースで同じ負担をいただくということで、結果的に来年度からそんな形で取り扱いを始めたいと思ひますので、内容の確認をしていただければと思ひます。

また、開発の許可面積の取り扱いでもございすけれども、都市計画法の施行令第19条になりますけれども、地域の実情等に応じまして市町村条例で面積部分を定めるということで、それは可能になっております。今回、双葉地区の区域区分が定められておりません都市計画区域の開発の面積を、3,000平米以上から1,000平米以上に変更ということでお願いするものが内容でもございす。ということで、今後市内同一条件ということでいろいろな形で指導、また開発者にもお願いができますので、良好な生活環境の構築ということで進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これにつきましては、周知も必要でありますし、また、地元等々の説明もございすので、施行期日につきましては来年の6月1日以降ということで予定をしております。

主な区分の許可が必要な面積の状況は、その1表に示すとおりでもございす。中ほどの

非線引都市計画区域、双葉地区ということで、3,000平米以上が変更後は1,000平米以上ということで取り扱いたいと考えております。ほかの区域にありましては現状どおり変わってございません。

ということで、参考で条例制定等甲府市でも一部行っておりまして、いろいろな形で条例制定できますので、実情に合った面積で条例制定をした上で取り扱っているのが現状でございます。

また、南アルプス市、山梨市、忍野村、参考まででございますけれども、区域区分のない非線引都市計画区域ということで、3,000平米以上、地域が違いますから一概に何とも言えませんけれども、そんな形で推移をしております。ということで、地域の名称が違うだけの話になります。都市計画の重要な位置の線引きをしてある、先ほど冒頭に申しましたけれども、ちょっと目と鼻の先の話で対応が異なっていましたので、その辺は統一をしていきたいと考えて進めているものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、双葉地区（韮崎都市計画区域）における開発許可面積の変更についてを終了いたします。

引き続き、建設課関係のその他を行います。

建設課より報告がありますので、説明を受けたいと思います。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

それでは、その他になりますけれども、12月定例会におきまして、1つは補正がございます。前にも6月の定例会でも内容をご説明させていただきましたけれども、新町地区の土木

費、河川費の中で災害まではいきませんが、いろいろな被害が出ている河川の氾濫区域の地区の土木工事、これの補正をお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2点ご報告がございます。ご承知のとおり、いろいろご心配をおかけしておりました長塚第二踏切の拡幅工事でございます。敷島地区になりますけれども、先般、JRのほうから回答をいただきまして、順調にとりあえず進んでおります。回答の中で南北道路を先に拡幅することというふうなことで条件的なものもございまして、初めて回答いただきまして、順調に推移しておりますので、御報告したいと思います。

あわせて、10月ですけれども、その関係になります、関東地区の踏切道調整連絡会議というものがございまして、山梨県で行われました。その際、国土交通省、山梨県あるいは県警、もちろん鉄道3社も同席をする中で一覧表の事業計画の中で確認をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。また、進捗状況は追ってご報告をさせていただきます。

もう1点、これもご承知の橋梁長寿命化の実施計画の進捗状況ということですが、現在事業費全体計画等策定中でございます。大まかなところが出ましたら、またご報告をさせていただきます。専門家の先生を含めましてこれまで4回ほど会議が終了しまして、現在、最終段階でまとめに入っております。大まかに出ましたら、またご報告いたします。お願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より建設課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願ひいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で建設課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時01分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次第（6）用途地域の見直し等の概要について、担当より説明をお願いいたします。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） どうもご苦労さまです。

それでは、都市計画課より、甲府都市計画区域内の用地の地域の見直しにつきまして、概要を説明をさせていただきます。資料と、この画面のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今回の見直しについての経緯につきましては、その資料にありますように、用途地域につきましては平成16年の合併以降、旧町の都市計画の用途地域を引き継ぎまして、土地利用が図られてきております。県道の田富敷島線、市道開発1号線などの都市計画道路及び市道整備などの進捗により、車や人の流れに変化が起きており、これらの状況を踏まえ、新たな活性化を図るため、今回用途地域の見直しを行うものであります。見直しによる効果としましては、用途地域の見直しによる効果として、建築需要の拡大や建築制限の緩和により、商店配置などにより町並みのにぎわいが図られ、また住まいの近隣に日常生活に必要な商店配置、コンビニ等が可能となり、コンパクトな生活空間の形成が図られることとなります。

今回の用途変更の具体的内容につきましては、将来の都市の骨格を形成します南北東西軸の幹線の道路を中心に変更を行う予定でございます。

3の見直しの対象地域、資料にありますように、見直しの対象地域としましては、まず南北軸につきまして、島上条、この部分になりますが、島上条山宮線と田敷線の、この部分とこの部分を一応変更をさせる予定でございます。これは田富町敷島線により都市骨格の南北軸が完成し、市内の南北の移動はもとより、新山梨環状道路を利用した市外からの移動もよくなり、交通アクセスのよさを利用した商業施設や集合住宅などの土地利用の需要が図られるため、現在指定をされております住居系第1種低層住居専用地域と第2種低層住居専用地域の用途地域を一部見直しを行いまして、比較的広範囲な土地利用ができます第1種住居地域に変更をする予定でございます。お手元の1枚物の資料に、まず今言いました第1種低層住居専用地域につきましては、そこにもありますように、第1種低層住宅の良好な住環境を守るための地域ということで、床面積の合計が50平米までの住居を兼ねた一定の条件の店舗や小規模な公共施設、小・中学校、診療所などを建てることのできるということで、例としましては、今現在、2階建て程度の戸建て住宅、またアパート主体の住宅地、ここには通常

コンビニも建てられないということになっておる地域でございます。第1種が、この青い緑のところは第1種。

次に、第2種の低層住宅専用地域につきましては、その下にあります、主に低層住宅の良好な住環境を守るための地域ということで、150平米までの一定条件の店舗が建てられると。例としましては、今言った第1種低層住居専用地域の例に加えて、今度はコンビニなどの小規模な店舗などができるということでございます。第2種、ここが先ほどの第2種。これを今回第1種の住居地域に変更するということで、住居地域につきましては表の5番目になりますね。第1種住居地域は住居の環境を保護するための地域ということで、3,000平米までの一定の条件の店舗、事務所などが、環境の影響の小さいごく小規模な工場が建てられるということで、例としましては中規模のスーパー、小規模のホテルもできますけれども、あと中小の運動施設、その他中規模な店舗、事務所などができるということになります。ということは、この沿線につきましては、今変更をかけますとそういうものができるというふうになる予定でございます。

次に、東西軸の関係につきましては、まず開発1号線の完成によりまして、この沿線地域を道路境界から30メートルを滝坂希望ヶ丘線の沿線と同様に、表にありますように、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域を、これも同じように第1種住居地域に変更を予定しております。現在、この滝坂希望ヶ丘線ですけれども、もう第1種になっているところで、この今工事をしているこの部分だけを、同じように道路の境界から30メートルを第1種という計画でございます。

次に、国道20号線の沿線地域につきましては、このオレンジ色の部分ですけれども、現在、道路中心から61メートル以内を準住居地域であります、それ以外の沿線地域を距離を定めまして第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域から、これも同じく第1種住居地域に変更する予定でございます。これが今現在の準住居、工場とかガソリンスタンドができるようになっておりますが、この点線の部分を、今度はこの黄色と同じように第1種ということで、この距離につきましては、今県のほうと協議をしている段階でございます。

次に、竜王田中線沿線につきましては、これも道路境界から30メートルを現在の第1種低層から第2種低層住居専用地域を、第1種の先ほど言いました住居地域に変更の予定でございます。この部分をこの黄色と同じように第1種という予定でございます。

最後に、市道新町本線の沿線地域につきましても、この部分になりますが、道路境界から30メートルを、第1種低層住居専用地域を第1種の住居地域に、この部分を住居地域にする

変更を予定しております。

今回、以上5路線の沿線について変更を行う予定であります。また、説明の中でそれぞれ道路境界から今30メートルとかという話をしましたが、この予定距離を説明をいたしました。現在距離については、先ほど言いましたように県と協議をしている段階ですので、確定ではありませんので、よろしくお願いをいたします。

また、今後の予定であります。現在、県と事前の協議を進めておりますが、おおむねこの協議が済みますと、この後、住民説明会、そして住民説明会終了後、知事への正式な協議書を提出をいたしまして、変更案の公告、縦覧を行い、都市計画審議会へ諮問をかけ、3月の都市計画決定の予定で、現在進んでおります。

いずれにいたしましても、今回路線沿線の変更をすることにより、比較的広範囲で土地利用を可能にするための緩和的変更とするものでありますので、ご理解等をお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） この第1種低層住宅専用地域、これは田富敷島線のところと市道竜王田中線、これが第2種低層住宅のほうに行くという解釈でいいですか。そういうことですか。

〔「第1種住居」と呼ぶ者あり〕

○委員（河野勝彦君） ああ、第1種、これがこっちに来る。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） この表にありますように、今、田富敷島線沿線が第1種低層住居と第2種の低層住居のほうにありますので、それが全部第1種の一番下の住居地域へ行くと、変更するというごさいます。緩和をする方向で。

○委員長（清水正二君） 河野委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で用途地域の見直し等の概要についてを終了いたします。

引き続き、都市計画課関係のその他を行います。

もう1個ある、ごめんなさい。

次に、市街化調整区域における開発行為等の許可基準に関する条例の概要について行います。

武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） すみません、それでは、市街化調整区域における開発行為等の許可基準に関する条例の概要について説明をさせていただきます。

今回制定を予定しております市街化調整区域における開発行為等の許可基準に関する条例につきましては、資料2、お手元の資料にありますように、1のA、経過にありますように、平成13年の都市計画法の一部改正する法律により、市街化調整区域における開発行為に関して、地域の実情に応じた工事で柔軟に活用できる実効性の高いものとするため、市において区域や基準等を条例で定めることで市街化調整区域内の既存の集落や、その周辺において、一定の要件のもと開発行為等を認めることができることとなりました。

この条例による効果としましては、既存集落の活性化と要件を満たし、新規開発や新增築により、人口の増、また税収の増加が見込まれるとともに、荒れ地の解消にもつながることとなります。条例による対象地域につきましては、図面を見ていただくとわかりますように、まず大久保・天狗沢地区、次に敷島の庁舎の周辺、そして赤坂台のソフトパーク周辺地区、そして本竜王地区、これは逆線引きのところでございますが、本竜王地区、あと西八幡地区、これも同じく逆線引きとなります。あとアルプス通り沿いの沿線、ここの部分、この6地区を対象として予定しております。

6地区においては、条例で規定を行います。対象の範囲、用途になりますが、まず対象の範囲につきましては、その資料にありますように、各調整区域内で対象の範囲を市街化区域からある程度の距離を定めて、その距離内の土地を対象といたしますが、同一地区でおさまらないエリアにつきましては、土地利用の公平性を保つために、大字や道路などで範囲を指定することができます。現在、区域、距離等は県と調整中であります。

また、次の建築物の連檐については、敷地相互間の距離が50メートル以内で、建築物の数が50以上ある区域、3つ目が4メートル以上の道路に接する土地となっています。この3つ

の条件が整えば開発ができるということでございます。

また、対象となる用途につきましては、近接する市街化区域の用途に応じて第1種低層住居専用地域から第1種住居地域までの用途に準じるものでありますが、予定建築物等につきましては、この条例の中で規定する予定であります。今予定しているのは住宅地と併用住宅、共同住宅が一応基準の中で建てられる方向で今、調整をしているところでございます。

じゃ、ちょっと細かく具体的に説明させていただきます。これ、今赤坂地域でございますが、これ調整区域、これが市街化の境でございますが、先ほど言いました3つの条件がありまして、1つ目のまず距離です。今これが400メートルの距離を決定した場合は、この範囲の中のところが開発が可能となる地域になります。次、500メートルになると、もう少し大きくなりますけれども、この範囲。こちらのほうが開発ができる。600メートルとなると広がりますので、赤坂のほとんどができる。対象地域になります。

また、2つ目の、この例えば600ですね。600の一番広いところの中で50戸連檐といたしまして、市街化区域から一応1つ1軒1軒数えて50戸とれば、例えばここをする場合、こうやって1、2、3と50数えてここの部分が開発ができる。50戸連檐をする。それも家と家の間が50メートル以内であれば構わないということで、50メートルずつに50戸目が開発ができるということになります。

また、3つ目の条件は、当然4メートルの道がついているところでなければだめです。ということで、この条件に合えば、一応開発は可能と。ただし、建物を建てるものにつきましては、この条例の中で先ほど言いましたように、住宅か共同住宅、あと併用住宅、これを許可の対象とするということでもあります。今言ったこれらを、今現在条例化するため県と協議をしております、この県との協議が終了次第、条例を立案して3月の議会へ提案する予定でありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） すみません、難しくてよくわからないのでお聞きしますけれども、以前から懸案となっているアルプス通りのところが今度入っていますよね。竜王南小学校の辺とかかおり幼稚園の辺で、よくこれ前から、あの辺は昭和のほうは商業施設があるけれども、竜王に入ると何も要するに商業施設がないということがよく言われてまして、いまだに田ん

ぽになっているところがあるんですが、そこが今回はかかっているということなんですけれども、それでも開発の許可は、今課長の説明では商業施設は建てられなくて、住居とか集合住宅に限るということでしょうか。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） すみません。この南小学校ですけれども、すみません、説明の中でこのアルプス通り沿い、ここは沿線からまだ距離はちょっと決まっていますが、バイパスと同じように沿道施設ができるようにします。そしてあと竜王田中が先ほど説明しましたが、来ますので、ここの部分も、この竜王田中の部分も、沿線から道路境界から30メートルは1種住宅です。ということと、あと残りのところにつきましては、今の条例の許可で、この近隣の用途とあわせた開発ができるということです。だから、この今言ったこの沿線はできます。同じように第1種にして、沿線の調整区域であっても、この沿線沿いは別にとりますので。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） じゃ、確認ですけれども、そのアルプス通りの沿線上の何メートルかの範囲は、第1種の住居区域となるから3,000平米あたりの店舗や事務所ができるということでしょうか。

○都市計画課長（武川 訓君） はい。

○委員（坂本一之君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

答弁、武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今協議をしているのは、このアルプス通り沿いにつきましては道路境界から50メートル。先ほど言った竜王田中は30メートルで今、協議をしているところでございます。

○委員（坂本一之君） わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） すみません、今回こういう法改正が柔軟性を持ってできるようになったということですね。せっかくこれをやるとしたら、もっと広くやってもらいたいですけれども、その辺の考え方というのは、これが目いっぱいというような考え方、それとも、もっと広く敷島でも竜王でもそうですけれども、調整区域というので物すごく今までも開発が

難しくなっておりますけれども、もっと広い範囲でもって認めるということにはできないですか。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 広い範囲というのはちょっとあれなんですけれども、調整区域もこういう大きい調整区域がありますけれども、これは優良農地ですので、そういうものはやっぱり残さなければならないということで、この条例の対象にはならないということと、あとこちらのほう、上のほうですね。いわゆる優良農地に関係するところは、やっぱり県のほうとの協議の中でも残さなければならないということで、今言った逆線引きとか、こういう周辺に住宅地ができてきたというところを、主に今回6地区をやるということ。

○委員長（清水正二君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今までも例えば旧双葉と旧敷島を比較した場合も、双葉のほうでは結構開発が可能なところが広くて、それでどんどん農地の中に家が建っているということが、そして開発されているということが多かったですけれども、旧敷島のほうはそういうことはうんと難しく、それで開発とか発展がおくれている地域がたくさんありますけれども、やはり優良農地といいましても、今農業が物すごく衰退していて、そして荒れ地がたくさん出ておりますので、こういう際にできるだけ広く、この網をかぶっているところをできるだけこんなふうな開発可能な地域にさせていただきたいと思っておりますけれども、私の考え方ですけれども、今回こういうことができるのでしたら、本当に広く認めてもらいたいと思っております。

○委員長（清水正二君） 答弁求めます。

武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ちょっと言い忘れたんですけれども、まず今、この6つの地域もありますけれども、この中で区域は決めてありますが、中には農振農用地、農振の網がかかっている土地もあります。その場合は、農業委員会のほうで農振の除外をしていただいて、農地転用をしてからでなければ開発はできません。

あと、先ほどの双葉の話が出ましたけれども、先ほど建設課のほうでもちょっと話が出たと思っておりますけれども、双葉につきましては都市計画で白地の地域がある。都市計画をしない白地の地域等もありますので、この辺につきましては、双葉地域は来年以降全体の見直しをする予定でございます。むしろ白地で、今言ったように乱開発がしてありますので、その辺の規制等も含めながら来年以降見直しをする予定であります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（小浦宗光君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 調整区域を開発行為ができるということで、この範囲が広がった場合、あと周りの残ったところが市街化区域に編入するのか、要望できるのか、そこら辺はまだどうなっているんですかね。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今回の条例につきましては、調整区域の中の開発ができる条例をつくります。都市計画で言う調整区域を市街化に編入するというのは、また別の話になりますので、それはまた今後、県とも協議していかなければならない話なのですけれども、その編入というのは、むしろ山梨県全体なりを考えて、県のほうで調整をしますので、それは簡単にすぐに編入ができるということにはならないと思っています。

○委員長（清水正二君） 河野委員。

○委員（河野勝彦君） そうだけれども、結局、この開発行為ができて周りが開発できて、例えば市街化区域と、そして開発許可を受けたところの間の土地が残りますよね、調整区域が狭いところを逆に言うと土地利用ができないというのがちょっとうまくないような気がするけれども、市のほうは要望をするつもりがあるのですか、どうか。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 調整区域を市街化に編入する話は、県の都市計画の変更の見直し等のときには、今までも市のほうからは要望はしております。

○委員長（清水正二君） 河野委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと具体的なことを聞きたいんですけども、敷島庁舎周辺地区とここにもあれがありますよね。一部はあの地域で農振がかかっているということを聞いたんですけども、あの辺に農振がかかっている地域はあるんですか。

[発言する者あり]

○議員（内藤久歳君） ある。

○委員長（清水正二君） 答弁求めます。

武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 農林の関係ですから、ちょっとその部分、農振があるかどうかというのはちょっと。

[「この後入ります」と呼ぶ者あり]

○都市計画課長（武川 訓君） すみませんけれども、ちょっとうちのほうではわかりませんので。

○委員長（清水正二君） 関連してくるね。土地利用というのあれとね。じゃ、いい、後で聞いてみます。よろしいですか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど課長から説明していただいた確認なんですけれども、この対象地域がここにありますがね、案としてですね。すると、今回県といろいろ協議して、その対象範囲等決められるというお話で、3月の予定だと議会上程する。ということは、そこで条例が可決されれば4月、来年度あたりからは運用できるという話ですか。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 3月の議会上程をし、議決をいただきまして、4月1日から運用をする予定でございます。また、先ほどの用途の関係も、同じように4月1日からその用途のほうも運用するよということで、今進んでおります。

○委員長（清水正二君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 見通しは大丈夫ですか。大体100%近いですかね。余りあれでしょうけれども。

○委員長（清水正二君） 武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今言ったように、4月1日を目標に今協議等を進めておりますので、その予定で今進んでおります。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で用途地域の見直し等の概要についてを終了いたします。

引き続き、都市計画関係のその他を行います。

都市計画課より報告がありますので、説明を受けたいと思います。

武川課長。

○都市計画課長（武川 訓君） その他になりますけれども、お手元のほうに塩崎駅改良計画・実施工程表という1枚物が行っていると思いますけれども、この関係につきましてちょっと説明をさせていただきます。

塩崎駅周辺整備事業につきましては、現在塩崎駅の駅施設の工事、新町橋の歩道橋の設置工事、双田線の改良工事、これは新町橋を含んで歩道橋を含む工事でございますが、進めているところでございます。新町橋の歩道橋設置工事と、また双田線の改良工事、新町橋の歩道橋を含めますけれども、この工事につきましては、来年の3月の完成に向けて現在進んでいるところであります。駅施設の南北の駅舎、スロープ、ホームの拡幅、ホームの上屋設置につきましては、本年5月の計画工程表の説明をさせていただきましたが、現在工事も進めている中で一部変更になってきている部分がありますので、ご説明をさせていただきます。

お手元の工程表をお願いします。各欄の赤い点線が5月時点の計画工程、青の線が実施工程で、今現在の工程になっています。上の段の南口と北口、下り、北口が上りとも、駅舎スロープとも、おおむね計画どおり進んでおります。南口のホーム改良が地盤改良の関係で、若干計画よりおくれれておりますが、北口につきましては計画より早く仕上がる予定で進めております。

また、大きく変更になったのは、南口、北口のホームの上屋の工事でありまして、南口ホーム上屋が8月から11月に、北口が来年の2月から3月に設置予定でありましたが、柱等は今年中にでき上がりますが、屋根部分につきましては駅舎スロープに隣接するため、建築の最終に合わせまして設置するため、来年の7月から9月に変更となっております。

いずれにいたしましても、駅施設の完成は全体は9月中を予定しておりますので、今後大きく変更等がありましたらご報告をさせていただきますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 可動橋のほうは今予定どおりというか、今までの工程どおりということですか。いわゆる進捗状況はどんなものでしょうか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 可動橋、アンダーガードにつきましては、現在JRのほうで設計をさせていただいております、12月中には仕上がる予定でございます。その設計仕上がり次第、JRとの協定の協議に入りまして、施工協定を結んで工事に入ること、工事につきましては、来年早くても3月から4月にかけて工事が始まる予定でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○議員（有泉庸一郎君） はい、ありがとう。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より都市計画課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

以上で都市計画課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時37分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

その前に、先ほどの敷島地域の件につきましてご説明をお願いします。

○都市計画課長（武川 訓君） 先ほどの内藤議員さんの質問でございますけれども、現在の敷島庁舎の道路、東側ということでよろしいでしょうか。一部調整区域あります。調整区域がありますので、基本的には農振がかかっています。ただ、農振の場合にはエリアでなくて

筆ごとにかかっていますので、その一部、その筆を見た場合に、この筆にはかかってないというケースもあるかもしれませんが、基本的には調整区域ですから農振のエリアになります。

以上です。

○委員長（清水正二君） それでは、次第7の上堰頭首工固定堰の破損について、担当より説明をお願いいたします。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 大変ご苦労さまです。

それでは、17ページをお願いいたします。

先ほど現地のほうを見ていただきました上堰頭首工固定堰の破損についてということでご説明のほうをさせていただきます。

まず、経緯でございます。平成25年の春先の少雨による異常渇水で、6月の上旬でございますが、上堰頭首工固定堰に亀裂が入っていることを確認いたしました。出水期のために経過観察をしていたところ、台風18号及び27号による降水量の増加で河川流量がふえたことによる影響で、亀裂部分がさらに広がり、固定堰の崩壊が危惧されているという状況でございます。

また、固定堰の下部の土砂の流水によりまして、約3メートルから、今現在だと3.5メートルくらいでしょうか、洗掘もされているため、現状では平成26年の春先に取水ができない状態でございます。

なお、この状況につきましては国土交通省も確認をしております、平成26年の5月末までに復旧工事を行うように指示を受けているところでございます。

それでは、写真等をちょっと説明をしたいと思っておりますので、まず18ページをお願いいたします。

ピンク色でラインが引いてありますけれども、上堰頭首工の位置でございます。ここから出水した水がこの下のほうの③の上堰、下堰、三尺堰という、この3つの河川に流れ込むようになっております。下流域としましては西幡地区の上、中、下幡地区、また月林、玉川地区などに流れる水路になります。

19ページをお願いいたします。

先ほど現地のほうを見ていただきましたが、全体で釜無川の右岸から左岸まで約460メートルほどございますが、左岸側の先ほどの水門から約41メートルほど固定堰が破損をしたと

いう状況でございます。

20ページをお願いいたします。

固定堰と水の流れということで、左側が上流になります。約6メートルの固定堰がコンクリートがございまして、下のほうに2メートルの四角いブロック的なものがありますけれども、これが5トンの護床ブロックと言いまして、コンクリでつくったブロックでございます。そういうものが今まで設置がされていましたが、下のほうに行きまして、その固定堰の上流から約4メートルくらいのところで亀裂が入って、下のほうへ落ちてしまったというような状況で、通常であれば固定堰の上を水が流れるわけですが、割れたことによって下のほうの土砂が掘られまして、そして今現在は固定堰の下をくぐって割れたコンクリートの固定堰の上と下を通過をして流れているという状況でございます。

21ページをお願いいたします。

一番初めに発見をしまして、6月6日の下のほうの写真でございますけれども、状況でございます。固定堰のこの段差が2つほどありますけれども、一番初めの段差については、これは公道上の段差でございます。2つ目の段差、広く見える部分がございますが、これが今回破損をして、亀裂が入ってなった状況の写真でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

9月30日、6月から10月につきましては出水期ということで工事関係何もできないことになっていまして、状況を確認をすると、見るというような状況で様子を見ていたわけですが、9月30日、再度台風の後確認をしたところ、亀裂が大きくなっていったという状況でございます。その後一番下になりますけれども、今現在先ほど見ていただいたように、もう実際には固定堰の下を全部水が抜けているという状況でございます。

すみません、それでは17ページのほうへお戻りを願いたいと思います。

今後の対応ということで、現在の状態では、平成26年春先に上堰頭首工からの取水ができなくなるため、12月議会に仮復旧工事の補正予算の計上をお願いし、平成26年5月末の工事完成を目指して工事のほうを進めていきたいという予定でございます。

今後のスケジュールということで、仮復旧工事、事業主体は甲斐市になります。平成25年の12月には補正予算の計上、25年の12月議会議決後、測量と設計業務の委託、26年の2月に上堰頭首工固定堰の仮復旧工事の発注ということで、工期としては平成26年の5月末までに行いたいと考えております。

工事内容ですけれども、固定堰の鉄筋コンクリート工ということで、長さが約41メートル、

高さが約3.5メートル、幅が1.8から4.1メートルということで、この台形のようなコンクリートを打つと。上のほうが約1.8メートル、下の川床のほうの一番下の底辺の部分が4.1メートルというような台形的なコンクリートの施工をするという状況でございます。

続きまして、本復旧工事でございますけれども、今現在、県等と相談をしているところでございますが、事業名として農村地域防災減災事業ということで、事業主体は山梨県。平成26年度に国への事業認定の申請、27年の9月に事業の採択見込みでございます。平成27年の11月、上堰頭首工の本復旧工事ということで、工期は約3カ年を予定しております。これはあくまでも今現在、国交省、県・国等の調整がすべてうまくいって、最短の場合にこのスケジュールで行けるのかなということでございますけれども、なかなか今話をしている中では、1年くらいは延びるのかなというふうな実感でございます。

あと参考としまして、現在の上堰頭首工の工事の内容でございます。竜王地区上堰頭首工災害復旧工事ということで、昭和49年度に災害復旧の事業を行っております。場所としましては信玄橋の下流300メートルと。工事期間は着工昭和50年の2月、完成が昭和52年の3月と。工事内容につきましては、釜無川の東西岸にわたる411.21メートルのコンクリート固定堰の築造ほかでございます。全体事業費としましては3億2,346万円かかっておりまして、財政負担区分として国が3億987万4,000円、補助率95.8%の事業で、現在の頭首工はつくっているという状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これ3カ年の予定と言うんですけれども、3カ年というと2つ渇水期と増水期の時期を迎えるということで、そういった今現状の利用者に対して影響がない段取り、先ほどちょっと説明の中で触れた部分もありますけれども、その辺についてはどんな格好で対応するのか、その辺はどうですか。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 本復旧になると非常に大きな工事になりますので、その辺はPR等お知らせを十分にした中で、あと、この工期がなるべく実際には5月の末まで後期はとれると思いますけれども、5月の連休明けになりますとほとんどの農家の方、水を必要としますから、その辺は請け負った業者との調整をきちっとして、4月の末から5月連休前くらいにはその年間の工事が終わるような状況で進めていきたいというようには考えております。実際に今からホグ期に向けては国・県等とのいろいろな調整もございます。そのような中で、スケジュール的なものはもう少しきちっと詰めた中で対応していきたいと考えております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今、説明いただいたわけですがけれども、説明だと、本復旧まで要はここで最短で3年後ぐらい。うっかりすると4年ぐらいかかるというようなご説明だったと思いますけれども、要するに、仮復旧を今から設計して議会議決後というような話ですがけれども、その4年間というものは、要するに本復旧いくまでに当然きっとコンサルがやるんだらうから、しっかりした設計を多分するんだらうと思いますけれども、その辺をよく念には念を入れてやらないと、これ事業主体が甲斐市になっていますよね。甲斐市のお金が出るわけですからね、現実的に。だからその辺はよく管理してもらいたいと思いますけれども、いかなもののでしょうか。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） まず、着工までに大分時間がかかるということでございますけれども、実際の本復旧の主体工事になりますと、山梨県にまずなりますんで、まず山梨県が予算計上した中で国との調整をしながら補助金の認可を受けて、そして国交省等との打ち合わせをする中で進めていくということで、ちょっと長い時間がかかるわけですがけれども、それに向けて一応今回の補正予算で議員さんたちに補正のお願いをするわけですがけれども、一応仮復旧については単費ということで、補助金等の該当にならないというような状況でございます。いろいろ私たちも相談を県とさせてもらったんですが、仮復旧についてはないということですから、それなりにお金をかけてやるものですから、コンサルにです、それがまた1年、2年で壊れるようでは困ります。本復旧にもつまでの、まず今考えているのは、

その今つくったものが本復旧にまた利用をした中で使っていけるような対応を今進めておりますので、実際に補正が通った段階で、業者のほうにその辺はよく指示をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水正二君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ちょっとお聞きしたいというか、これは49年には災害復旧事業としてやられていますよね。これ当然国が、これは国でやったんですよね。災害復旧は多分国でやった。どこでやったかわからないけれども、いずれにしても、甲斐市自体は今ここの説明というか、参考資料で見ますと、補助率が95%ぐらい出ていますよね。今回はどういう理由で市が事業負担全額というか、仮復旧に関してはですね。いろいろ経緯があったと思いますけれども、もしその辺簡単にご説明いただければと思いますけれども。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 国交省との打ち合わせの中で、壊れたものについては仮復旧をまずしてくださいと。今の状態でいると、今後また大水が来たときに、固定堰が今宙づりになっているような状態で、あのコンクリートが流されて下流の橋等に影響を及ぼす可能性があるということで、それはすぐに対応してくださいということの中で、市のほうでそれに対応するわけですけれども、仮復旧に向けては補助的なものが国にもどこにもないという状況の中で、市のほうでやらなければならないと。本復旧については、県が主体となった認可を受けることで補助金のほうがもらえるという状況でございます。

○議員（有泉庸一郎君） もう終わりだね。

○委員長（清水正二君） 2問までなので。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） いや、今の説明だと、ちょっとよく理解に苦しむんだけど、例えば我々地方の自治体の市があつたものを壊したとか、責任の所在云々というようなことでそういうふうにやらなければならないというんじゃないかなんだけど、ただ、この仮復旧を国土交通省がやれと言ったからやります、費用は自治体持ちですというのと、意味がよくわからないなとみんな思うと思うんだけど、その辺はどう説明されるんですか。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 実際にこの上堰頭首工と高岩頭首工、2つ大きな頭首工が竜王にはございますけれども、この管理については市のほうがしているという状況の中と、あと、私も今回例えば台風などの災害で災害復旧ということでこれはできないかという話をさ

せていただきました。ただ、この災害復旧については、河川の流れる水量が危険区域を超えたとか、そういう基準がありまして、本年度の台風の災害では災害復旧の対象にはならないと。そうすると、今のところ、その復旧に対しての補助金はないという状況でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

補足で米山部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） これは何回も国交省のほうと協議をさせていただいておりまして、当然市が管理するということがまず1点あって、当然経過観察もしまして、亀裂が走っている状況から全部国と相談をしてみいました。こういう状況になったということの中で、先ほど課長が説明したように、県・国に補助的なものがないかという話もしましたけれども、管理をしていて昭和49年設計ですよ。52年に完成という35年も過ぎているものがございますから、老朽化と言えば一言なんですけれども、その辺の対応というのが市でやってくださいと。仮復旧については市でやってくださいということの中で承っているところでございます。本復旧については災害対策の先ほども国の事業、県の事業等を取り入れて約8%ぐらいで対応できるような形で進めていきます。恐らく4億、5億、6億ぐらいかかるかと思えますけれども、それは今、県と一生懸命詰めているという状況ですから、この仮復旧だけは県のほうにも相談しましたけれども、ちょっとできませんということで、台風災害等でどうだという話もしましたけれども、それも難しいということですから、今回これまた議会へお願いしているわけですが、そんなことをご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で上堰頭首工固定堰の破損についてを終了いたします。

引き続き、農林振興課関係のその他を行います。

農林振興課より報告がありますので、説明を受けたいと思います。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、続きまして、農林振興課から5件の報告をさせていただきます。

まず、資料がお手元にあると思いますが、資料1ページになりますが、茅ヶ岳東部広域農道の市道団子笠石線の交差点、登美の丘ワイナリーに向かう道路の関係でございます。6月3日の本協議会で説明をさせていただきました横断歩道の設置が9月28日に資料のとおり完

いたしましたので、報告をさせていただきます。

設置場所につきましては、交差点の東側の南北と南側の東西に設置を行ったものでございます。

あと、なお、街路灯及び点滅鉾については、現在県のほうに要望してあります。年度内の設置に向けて県のほうで予定をしているという状況でございます。

次に、これは資料ございませんが、やはり7月22日の本協議会で説明をさせていただきました、県が実施をいたします双葉北部地区農地環境整備事業につきまして、11月13日水曜日でございますが、午後7時から、双葉庁舎におきまして双葉北部地区の8自治会の区長さんにお集まりをいただきまして、事業説明と地元の要望について取りまとめをお願いをしたところでございます。今後1月中旬を目安に各自治会から要望の提出をいただき、それをもとに県と市で計画書の素案を作成していくという予定でありますので、現在の状況を報告させていただきます。

次に、やはりこれも資料はございません。甲斐市林地適正利用指導要綱の策定についてであります。9月議会で一般質問をいただきました。菖蒲沢地内における大規模な森林伐採に伴います現在の法制度で十分な指導ができない部分について、市独自の指導要綱を策定するものでございます。皆伐と言いまして森林の全部を伐採する場合には、保存帯の確保や1ヘクタール以下の林地開発等につきましては、利用目的等に応じて、災害等の発生の防止のために、何かのそういうものを防ぐための施設の設置等を指導ができるような内容のものを今考えておりますので、またできた段階には報告をさせていただく予定でございます。

次に、資料の2ページになりますが、竜王赤坂地区活性化協議会の事業でありますサツマイモ栽培につきましては、10月の下旬に収穫を終えたところでございます。ことしは少雨や豪雨による異常気象により収穫量が心配をされたところでございますが、資料の合計欄にありますように、黄金千貫が約4.3トン、案納芋約1トンの収穫があり、焼酎第2の原料として酒造会社へ小金千貫約3.7トンを搬入いたしました。本数的には720ミリリットルで3,500本ほどの焼酎の製造を2月ごろできるのかなということで予定をしております。また、案納芋につきましては、焼き芋やスイートポテトなど市内のイベント等で販売をする予定であります。

なお、3ページ以降の写真は、10月31日木曜日に行われました収穫作業の写真でございます。竜王赤坂地区活性化協議会の皆様を初め、農業委員、サツマイモプロジェクトのメンバー、竜王北・西保育園児など110名の参加をいただきました。また、今回は協議会で購入い

たしましたツル処理機及び収穫機の実演も実施をしたところでございます。

それでは、最後になりますが、12月議会に提出をさせていただきます補正予算について報告をさせていただきます。

まず、農業振興費の有害鳥獣捕獲等対策事業であります。負担金補助及び交付金を増額補正するものでございます。事業内容であります。有害鳥獣の駆除等鳥獣の捕獲を実施する際、捕獲従事者に捕獲した鳥獣の止め刺し、殺処分をするときに使用する猟銃の火薬を購入する際に、山梨県猟友会が発行する猟銃用火薬類無許可票というものが必要となります。従来は無料にて県の猟友会が交付をしていましたが、ここ数年ニホンジカ等の増加に伴い、発行回数もふえ、猟友会の、

○委員長（清水正二君） すみません、ちょっと中断をお願いします。

中断すみません。ここであらかじめ申し上げます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承願います。

○農林振興課長（輿石春樹君） ここ数年、ニホンジカ等の増加に伴いまして発行回数もふえたということで、猟友会の限られた予算の中での対応が厳しくなったということから、交付手数料として負担金を依頼されたことに伴うものでございます。

次に、農地費であります。先ほど説明をさせていただきました上堰頭首工固定堰の破損に伴う仮復旧工事の測量、設計業務委託料と改修工事費を増額補正するものでございます。

次に、農林振興費、松くい虫防除対策事業であります。委託料として増額補正するものでございます。事業内容であります。双葉大袋地区と団子新居地区周辺の山林につきましては、松くい虫による被害が特に目立ち、住民等より市や県へ伐採等の要望が寄せられているという状況でございます。松くい虫防除事業につきましては、県の補助の造林事業補助金約7割補助を利用して実施しておりまして、今回、同補助金の県予算にまだ余裕があるというようなことから、残りの市単独分の予算を組み替えて事業を実施するものでございます。

なお、事業実施に伴う予算財源等につきましては、県の補助金の造林事業の補助金が歳入となります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件につきましては質疑を省略いたします。

それ以外の内容について委員より質疑等がありましたらお願いたします。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 敷島の貯水池の矢木羽湖ですね、あれ県で土手の耐震検査をして、結果はわかっていますかね。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 結果は、まだ報告はいただいております。

○委員長（清水正二君） 河野委員。

○委員（河野勝彦君） やっぱり矢木羽湖の検査のときに、車が湖底というか途中で沈んでいたということで死体もあったということで、そこら辺の事件性みたいのはまだはっきりわかってないですかね。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） その後、警察等からご連絡もありませんし、新聞等にも出ないので、そういう事件性はないのかなとは思いますが、それ以上の連絡等は受けておりません。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） ちょっとサツマイモのことで教えていただきたいんですけども、今年度の収穫量云々はここへ一応出ているんですけども、前年比とか面積当たりとかはわかりますか。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○農林総務係長（小林一三君） 昨年度の収穫量につきましては、小金千貫が3.1トン、案納芋が0.8トン、昨年紅あずまという種類をつくっておまして、0.8トン、合計で4.7トンを取獲いたしました。

以上です。

○委員長（清水正二君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 面積変わってないということだろうと思うと、やっぱり心配したように、収穫量悪かったということですか、結果的には。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（輿石春樹君） やはり収穫量は、昨年よりももっとうちのほうは約5トンくらい全体ではとりたいなという予定でいたんですが、やっぱり異常気象というようなことで、若干落ちてはおります。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より農林振興課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

以上で農林振興課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時06分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、次第（8）甲斐市公共下水道使用料過誤納金に係る返還金支払い要綱制定の概要について、担当より説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまでございます。

それでは、下水道課より、甲斐市公共下水道使用料過誤納金に係る返還金支払い要綱制定の概要についてご説明いたします。

資料23ページになります。よろしいでしょうか。

まず、趣旨でございます。制定の理由等でございますが、市の責めに帰する賦課誤りにより納入された下水道使用料というのが、個別のメーターがあつて、散水栓用ということで下水には接続されていないにもかかわらず、下水道使用料を徴収しているという施設というのが

判明したということによるものでございます。この使用料につきましては、地方自治法の規定236条の規定ですが、消滅事項の関係です。これによりまして、納入から5年経過すると時効により還付できなくなるというものでございます。このため、市では、納入者の不利益を補填するということで公平性の確保及び行政に対する信頼回復を図るため、還付不能額が返還できる要綱を制定する必要があるということでございます。

内容でございます。地方自治法では、時効により還付できない5年以上経過した下水道使用料相当額に、民法404条に定める法定利率年率5%の利息相当額を加えて返還すると。返還対象は、返還金の支払いを決定する日の属する年度から起算しまして、民法における不当利益請求権によりまして原則10年、10年前の年度までに納入したもの。返還対象者は納入者といたしますが、この納入者が死亡し、相続されている場合は相続人。相続人が複数の場合は代表相続になります。

要綱の概要でございます。第1条、目的は趣旨のとおりでございます。第2条の返還金支払い対象者、納入者でございます。第3条、返還金の額でございますが、還付不能額と利息相当額でございます。第4条、還付不能額の対象期間、これが原則10年。第5条、返還金の通知、これは市からの通知でございます。第6条、返還金の返還、これは不正な手段等により支払いを受けた場合を想定してのものでございます。第7条、その他でございます。施行期日が、平成26年12月1日でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この要綱制定は、今回こんなふうな該当があったからつくるといふとか。それとも、国とか県とかからこういう指導があって、県からの市町村がこんなふうな要綱を制定するというようなことになったのかということですか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） この件につきましては、指導といたしますか、こちらのほうでこういうケースがあるのが判明したということです。このケース、いずれも共同住宅でございまして、6軒でございまして、対象者からの申し出ではなくて、たまたまですが、甲斐市の上下水道料金徴収業務委託を受けておりますフジ地中情報から情報がありまして、それに基

づきまして下水道課のほうでこの連絡があったところを受けまして、これは6軒の現地調査をしたところ、明らかに下水に接続されていないということが確認できた、これがもとなります。県内でこの要綱を制定しているのはございません。全国では20数件ございますが、県内ではこれが初めてになります。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） この先の年利率というんですか、つける利息、そのほか還付金に対して。5%とおっしゃいましたよね。これは何かの根拠とか、その5%の。そしてこれは金利はいろいろ変動しますよね。それによってこれも変動するのか、固定なのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 先ほども言いましたけれども、民法の404条に定めてございます法定利率というのがございまして、それが5%ということで、これを使いますという内容でございます。変動のほうはいたしません。

○委員長（清水正二君） 八代委員。

○委員（八代静枝君） これは判明されたということなので、ちなみに、金額的にはどのくらいなのでしょう。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 今回判明いたしましたのは6件ございます。いずれも共同住宅でございます。金額にいたしまして、過去5年以内、これは返せる部分でございますが、これが26万円ほど、この要綱の適用分としまして15万円ほどあります。合わせて四十二、三万ということになります。を対象にしてございます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これがほかの何か業者がやっていて、この件が発覚したと言うんですけれども、これもう少し経緯というのを、事務手続があれなのか、そういった部分は原因はどこにあるのか、その辺は追及、分析をして調査したのですか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 本来では考えられないケースというものでございますが、現実的にはあってしまったという内容でございます。現在は申請時の書類上のチェックと現場とのチェック、二重のチェックをかけておりますから、現在はないと確信しておりますが、過去そういった事例があってしまったということがわかったことによりまして、その辺の不利益をなくすように要綱の制定を図ったという内容のものでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、これ金額にしてこういう金額になったということなんだけれども、これ何年前にこのものがあれしたんですか。接続開始して、何年か経過がたって、こういう問題が発覚したということなんだけれども、何年前にこれからそういう過誤納金という、その辺はどう。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 今回判明いたしましたのは、平成13年、14年、18年、19年の案件でございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市公共下水道使用料過納金に係る返還金支払い要綱制定の概要についてを終了いたします。

引き続き、下水道課関係のその他を行います。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、下水道課より3点ほど報告をさせていただきます。

既に建設課のほうの市営住宅の関係の条例の一部改正のほうで説明があった内容と同じになりますが、地方税法の一部改正に伴いまして、延滞金及び還付加算金の特例の見直しが行われまして、これに準ずる形で、以下下水道課におきましても、甲斐市都市計画下水道事業

受益者負担金に関する条例及びその施行規則並びに甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例及びその施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、延滞金等の割合、率を引き下げるというものでございます。詳細につきましては12月の定例会のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、下水道事業特別会計におきまして、12月補正をお願いするものでございますが、これにつきましては、新規の開発等によりまして工事の前倒し施工が必要な箇所、案件が発生したということによりまして、利便性と接続率向上対策といたしまして、これに係る経費をお願いするというものでございます。これにつきましても12月の定例会のほうで詳しく説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

いずれも定例会の案件ですので、質疑を省略いたします。

次に、委員より下水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

ここで下水道課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時20分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

人事課より報告事項がありますので、説明を受けたいと思います。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

人事課からは、この12月議会に条例の一部改正の提案をお願いするところであります。資

料はございませんが、口頭で説明をさせていただきます。

改正する条例の名称であります、2つの条例がかかわってまいります。その2つの条例の一部を一括で改正を行うものであります。1つは総務教育常任委員会が所管し、地方公務員法の規定に基づく甲斐市職員給与条例、もう一つは建設経済常任委員会が所管し、地方公営企業法の規定に基づく甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。どちらの条例も職員給与の手当に関する事なので、人事課で説明させていただきます。

改正の概要でございます。職員に支給する管理職手当、また扶養手当、住居手当など各種手当の中の1つに、災害派遣手当がございます。現在、災害派遣手当を支給する際の条件は2つあります。1つは災害対策基本法の規定に基づき、災害応急対策、または災害復旧のために市に派遣された職員には、災害派遣手当が支給されております。もう一つは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づきまして、武力攻撃の緊急時に職員が派遣された場合にも災害派遣手当が支給されております。今般、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで国民の生命及び健康を保護し、生活や経済の影響を最小にすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が、本年4月13日に施行されたところであります。これを受けまして、新しく新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際の緊急時に職員が派遣された場合も、その職員に対しまして災害派遣手当を支給することができるような条例の一部改正を行うものであります。

なお、参考までに、現在本年4月から、東北大震災の被災地であります陸前高田市に職員1名を災害派遣をしております。給料、期末勤勉手当などは甲斐市で支給しておりますが、災害派遣手当は、受け入れ先の陸前高田市で支給をしております。

以上で、提案させていただく条例の一部改正の概略につきまして説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですが、定例会では総務教育常任委員会が所管になりますので、特にお聞きしたいことがあれば質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で人事課関係のその他を終了いたします。

ここで職員が退室いたします。

次に、次第（9）「甲斐市商工会との意見交換会」の意見集約についてを議題といたします。

既に委員の皆さんには意見交換会の議事録を配付し、ご一読いただいていることと思います。この後、皆さんに集約についてのご意見をいただくわけですが、その意見をもとに、次回12月定例会中ですが、最終的な意見集約のまとめを行い、甲斐市商工会に報告をしたいと思っております。

また、お配りしました議事録の表に、昨年度の議会だよりの委員会レポートとお礼状の写しを添付しております。今年度も意見集約の内容によりこれらを作成したいと思っております。

それでは、ご意見をいただきます。今年度は2つの項目について意見交換をしましたので、1つずつご意見をお願いしたいと思います。

初めに、1つ目の項目、地域資源を活用した産業振興についてご意見をお伺いいたします。副委員長から1人ずつご意見をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

じゃ、後ほど聞きます。

八代委員、何か。先ほどの地域資源を活用した産業振興についてという商工会のほうからの意見等、その中のご意見を伺いたいと思うんですが。

○委員（八代静枝君） あのととき桑の実のお茶をいただいて、そしてそれ先ほども話ししていたんですけども、非常に飲みやすく、なれると非常においしいということだし、美容にもいいとか、いろいろ利点も多いので、力を入れて商工会のほうでもやっていただけたら、議会として、こちらの市としてもどういうふうなかかわり方ができるか、商工会だけに任せるものでなく、どんなかかわり方が私どもとしてもできるかということで、本当に特産品が少ない甲斐市において、今から期待できるものではないかなというふうに非常に感じているところです。

あとは、桑の実はこの間もちょっと商工会の人とお会いしてきましたら、非常に力を入れていきたいというようなことで、でも、余りたくさん例えば東京から、都会のほうから観光客が来ると、量的に足りないんじゃないでしょうかというお話をしたら、確かにそうですということですので、その辺についても、はとバスで来ていただいても足りないというようなことになると思うので、創意工夫する中で進めていくべき桑の実ではないかなというふうに感じました。

以上です。

○委員長（清水正二君） ありがとうございます。

坂本委員、いかがでしょうか。

○委員（坂本一之君） 地域振興ということで会長のほうから要望等も上がったわけですが、やはり今、八代議員が言いましたように、桑の実をかなり商工会のほうでもブランド化して手を入れていきたいという要望がありました。それを市としてどういう形で取り上げるかということが課題になっていくかと思います。本当にそれがブランド化したときに甲斐市の名産品になるかということから、やっぱり一から立ち上げなければいけないかなという気がいたします。要望とか気持ちとかはよくわかるような気がしますけれども、市として、じゃどうするんだということを考えるには、もう少し販路の問題とか規模の問題等、いろいろさまざまな条件があるかと思います。ただ補助金を出せばいいということでは、名産品までにはいかないと思いますので、その辺のことをここに書くのかどうかということは皆さんと協議しなければならない点かなと感じました。

以上です。

○委員長（清水正二君） 副委員長。

○副委員長（藤田 悟君） 1つは営利を目的としてはいないということと、もう一つは、6次産業として農業法人を将来見据えていくということもあつたんですね。全体的にはちょっとポイントをどう絞るかというのが課題なのかなという感じがしますね。例えば今の桑のことについても、その辺をどうやっていくのかというところが1つ重要な視点のような気がします。

○委員長（清水正二君） 先ほどの営利を目的にしてないというのは、いわゆる商工会としての立場の立ち位置の問題で、商工会自体は営利を目的としてその事業に取り組むということではできない。その先として、6次産業化でもって、そういった農業法人をして、そこで営利をというふうな形ですね。商工会としてはこの間の話の中の中では、やっぱりそういった事業の中で、いわゆる自己資金としてそういったものの補填をするような形の中くらいの利潤だというふうな見解だったんですけども。

では、山本委員。

○委員（山本英俊君） 旧市川が取り上げられて、30分か1時間、たしかNHKだったと思うんですけども、そういう形で取り上げていただいて、またそういうものもNHKですから宣伝をしたわけではないのですけれども、どうもそういうテレビの影響というのは大きいと思うので、できたらこういう商工会でも頑張っているというところをやってもらって、遊休

農地にどんどん手をつけていただいて、桑のそういうのを広げていただいて、またジャムとかお茶とか、そういう形のをどんどん、農道も今度は完全に一、二年ちょっとで仕上がってきますので、利益というか、先ほど言った利益は商工会ではだめですけども、何か法人的なものを立ち上げていただいて、甲斐市の特産となるような形のを大々的にPR、そういう放送関係のものもうまく利用していただいてやっていただければ、活性化のほうにつながるのではないかと思いますので、そんなふうな取り上げ方とかやっていただければありがたいと思います。

○委員長（清水正二君） 小浦委員、ご意見いただけますか。

○委員（小浦宗光君） やはり大型店の進出によりまして、小売店が大きな打撃を受けているのではないかと思います。シャッターを閉めてしまったような小売店が多く、これからは特色を持った店でないと生き延びていけないと思います。大型スーパーに負けないような魅力を持った、特性を持った、なくてはならない店ですね、そういうものの繁栄を私は期待しております。商工会ではいろいろと検討していることと思いますけれども、今後ますますそういう店の繁栄を期待しております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 河野委員、お願いします。

○委員（河野勝彦君） 今回の地域資源を活用した産業ということで、重立った内容は桑の関係が多かったですよね。桑の関係と、あと6次産業ということと、それとあと、一番のテーマもあると思いますけれども、遊休農地をどうのように活用していくかということで、桑の葉の桑茶を製造することで6次産業も成り立つ、雇用も生まれてくるということで、この間の意見交換会の中ではそういった内容のものがあつたので、そこら辺を抜粋してやっていけばいいかなと思いますけれども。

○委員長（清水正二君） 次、2つ目の工業・製造業の集約化に関する土地利用についてという内容でございますが、これについてご意見を伺いたいと思いますけれども。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 2つ目のこの工業のことにしましては、僕が1回質問というか、意見を述べさせていただいたときに、ミニ工業化団地をつくってもらいたいという意見がある一方で、ある委員さんのほうからは、やっても人が入るところが現実的にはないんじゃないかという意見がありまして、商工会の部会の中でもちょっと意見が分かれているのかなという気がいたします。

ただ期待するところは、そういう企業家が育ってほしいという希望ということは、商工会の意見というのは感じられましたので、その点をどういう意見として載せるのかは今後の課題かなと思います。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかにございますか、ご意見。

ございませんか。

今、最初の1つ目の項目の地域資源を活用した産業振興ということで、先ほど皆さんのほうからもありました、桑の実の特産品として商工会でも一層推進していってもらいたいということと、また我々もそれに対して議会としてもできるバックアップをしていくというふうな共通認識というふうなことの中で、山本委員が言われたように、遊休農地の活用や商工会のほうで農地法による問題等があるわけですね、駐車場であるとか。そういったことの今後の課題点について我々もいろいろ検討していくというふうな内容で一応総括というか、そういう形をしたいと思いますけれども、1点目についてはそんな内容でよろしいでしょうか。そんな内容で私のほうでまたまとめさせていただきますけれども、2つ目の工業・製造業の集約化に関する土地利用ということで、先ほど坂本委員が言われました、商工会のほうと大筋の意見というかそういうものは、ミニ工業団地の開発や企業誘致というふうなことが中身としては一番濃かったような形のお話でしたので、そういったことで、そこら辺のところも我々としても商工会と産業振興、地域の発展のために、我々としてもそういった形の中でそういった情報を共有するというふうな内容でもって総括をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか、そんな形で。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） では、そういう形で一応総括したいと思いますので、ただいまのそういう形で意見集約をし、甲斐商工会に文書で報告する案を作成したいと思います。文書案については、次回12月の委員会においてご確認をいただき、ご協議を願いたいと思います。

以上で意見交換会の意見集約を終わりたいと思います。

次に、次第4のその他を行います。

委員からその他何かありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 次に、事務局からありましたらお願いいたします。ありませんか。

ないようですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

大分時間のほうも延長しましたがけれども、これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会したいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時40分